

土地・家屋の 相続登記を おすすめします。

相続登記とは、土地・家屋の不動産登記簿上の名義人を亡くなられた方から相続人の方へ変更することです。



1 相続登記がされないとなんになるの？

相続がまとまりにくくなる場合があります！

名義人の方が亡くなられてから時間がたつにつれて、相続関係が複雑になり、相続人の方が増えてしまう場合があります。

売買がすぐにできない場合があります！

亡くなられた方の不動産を売却する場合でも相続登記が必要なので、不動産の売買に支障が出る場合があります。

安全・安心な暮らしに影響する場合があります！

所有者の把握が困難となり、いざというとき、災害復旧に大きな労力・時間がかかるなど、安全・安心な暮らしに支障が出る場合があります。



相続登記は、東京法務局所管の各出張所(登記所)で手続きをお願いいたします。

東京法務局の登記相談
(電話による相談又は窓口相談の事前予約)

- 千代田区・中央区・文京区・島しょ部に所在する土地・家屋の相続の登記について
☎03(5213)1330
- 東京都のうち上記以外の区域に所在する土地・家屋の相続の登記について
☎03(5318)0261
※登記電話相談室につながります

2 年内(亡くなった年)に相続登記ができない場合はどうすればいいの？

➤ 土地・家屋が所在する各区の都税事務所にご相談ください。

- ・必要書類をご提出いただくと、固定資産税・都市計画税の納税通知書の名義人を変更できます。
- ・必要書類は場合によって異なりますので、まずは土地・家屋が所在する各区の都税事務所にご相談ください。

※都税事務所へ書類をご提出いただいただけでは不動産登記簿上の名義人は変更されませんのでご注意ください。

3 未登記の家屋がある場合はどうすればいいの？

- ・未登記の家屋についても固定資産税・都市計画税は課税されます。
- ・家屋本体の登記をした上で相続登記をしていただくか、相続登記をなされない場合は土地・家屋が所在する各区の都税事務所未登記家屋の名義人変更の手続きをお願いいたします。

23区内の固定資産税・都市計画税の課税については、土地・家屋が所在する各区都税事務所の固定資産税班にお問い合わせください。